

# 居宅介護支援事業所おうしゅく 運営規程

## (事業の目的)

第1条 社会福祉法人みやぎ会が開設する居宅介護支援事業所おうしゅく（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある利用者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- (3) 事業の実施に当たっては、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等の保健・医療・福祉サービスとの連携に努める。
- (4) 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修に参加したり、中重度者や支援困難ケースへの受入れと対応を行うよう努める。
- (5) 利用者の人権の擁護、虐待の防止、身体的拘束等防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- (6) 運営基準や取扱件数を守り、適切なケアマネジメントが提供されるよう努める。指定居宅介護支援の事業は、利用者が要介護状態等となった場合でも、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう配慮して行う。

## (事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 居宅介護支援事業所おうしゅく
- (2) 所在地 岩手県岩手郡雫石町鶯宿第9地割67番1

## (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名（主任介護支援専門員兼務）  
管理者は、事業所の管理及び業務の管理を行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たる。
- (2) 介護支援専門員 2名以上

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。業務の状況に応じ職員数は増減する。当該常勤の介護支援専門員の配置は、要介護者の数に要支援者の数に1/3を乗じた数を加えた数が44又はその端数を増すごとに1とする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 原則として年末年始(12月30日から1月3日)を除く、月曜日から金曜日までとする。祝日に関しては、年間休日数や業務都合の事情で営業する事もある(不定期)。又、必要に応じて、土日であっても営業する場合がある。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、電話等により、緊急時等は24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 介護支援専門員は介護支援専門員証を携行し、初回訪問時等に利用者・家族に提示する。
- (2) 利用者に対して複数の居宅サービス事業者等を照会するように求める事ができること、利用者は居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求める事ができる旨を説明する。
- (3) 居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう依頼する。
- (4) 被保険者証により、被保険者資格、認定の有無、有効期間を確認する。
- (5) あらかじめ利用申込者または家族に、事業所の運営規程の概要などサービス選択に係る重要な事項について文書で説明、同意を得て、契約締結の後、提供を開始する。
- (6) 正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒まない。ただし、通常の事業の実施地域などを勘案し、利用申込者に対して、適切な指定居宅介護支援の提供が困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者を紹介するなど、必要な措置を講じる。
- (7) 認定申請について利用申込者の意思を踏まえ必要な協力を行い、認定申請を行っていない利用申込者の申請(更新認定の申請)を援助する。
- (8) 利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合等や要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合等に、利用者の情報について、他事業者へ適切に引き継ぐ。

(指定居宅介護支援の内容)

第7条 指定居宅介護支援の内容は次の通りとする。

- (1) 相談受付  
居宅サービス計画作成などサービス利用申込を事業所内の相談室または利用

者の居宅など必要な場所で行う。

- (2) 解決すべき課題の把握と分析  
利用者の居宅を訪問し、課題分析票（通常は全社協在宅版ケアプラン方式）をもとにアセスメントを行う。
- (3) 利用者によるサービスの選択  
地域のサービス提供事業者の内容や料金などについて説明し、利用者がサービスを選択する。
- (4) 居宅サービス計画作成  
利用者の希望をもとに保健・医療・福祉サービスが適切に受けられるよう原案を作成、または計画の変更をする。  
計画に医療系サービスを位置付ける場合、利用者の同意を得て、医師に意見を求め、この意見を求めた医師などに対して居宅サービス計画書を交付する。
- (5) サービス担当者会議の開催  
計画に沿って介護サービスが提供されるよう、利用者及びその家族、サービス提供事業者間で検討した上で、利用者の同意を得る。
- (6) 居宅サービス計画に沿ったサービス利用票、サービス提供票の作成  
毎月、利用者の居宅に訪問し、計画書・利用票について説明、同意を得る。
- (7) 各種サービス事業者等との連絡調整  
利用者の状況に応じて、サービスなどの連絡、調整を継続的に行う。
- (8) サービス実施状況把握、記録  
利用者を1ヶ月に1回訪問、面接するとともに、サービス提供事業者の情報を得るなど状況を把握し、少なくとも1ヶ月に1回の記録を行う。
- (9) 要介護認定申請に対する協力  
利用者の希望により必要な協力（申請代行等）を行う。
- (10) 医療・介護施設との連携  
利用者の施設の入退所に伴う必要な便宜を図り、また、円滑に居宅における生活へ移行できるように支援をする。

（利用料等）

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は無料とする。但し、利用者の介護保険料の滞納等があった場合は、サービス利用料金の金額をいったん全額自己負担とする。

2 指定居宅介護支援に要した交通費は、すべて無料とする。

（通常の事業実施地域）

第9条 通常の事業実施地域は、雫石町とする。

（法定代理受領サービスに係る報告）

第10条 市町村・国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という）に居宅サービス計画に位置づけられている法定代理受領サービスや基準該当居宅サービスに關

する情報を文書で毎月提出する。

(利用者に関する市町村への通知)

第11条 利用者が以下に定めるいずれかに該当する場合は、市町村に対して通知する。

- 一 正当な理由なく、介護保険法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないことなどにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他の不正の行為によって保険給付の受給があったとき等。
- 三 利用者又はその家族が事業者や介護支援専門員に対して、疾病の関与する状況ではなく、不当な暴言や暴力、訪問拒否等の背信行為があったとき。

(勤務体制の確保)

第12条 利用者に対して、適切な指定居宅介護支援を提供出来るよう、介護支援専門員等の勤務体制について定める。

- 2 介護支援専門員の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設ける。
  - 一 採用時研修 採用後概ね1ヶ月以内
  - 二 継続研修 年1回以上

(従業者の健康管理)

第13条 介護支援専門員の健康状態について、必要な管理を行う。

(個人情報の保護)

第14条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、第三者への情報提供については、事前に文書で同意を得ることとする。
- 3 事業者は、事業者の従業員が業務上知り得た利用者、利用者の家族および身元引受人の秘密を退職後漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

(記録の整備)

第15条 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 居宅サービス計画、サービス担当者会議等の記録、その他の指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備すると共に、完結の日から2年間保存する。

(会計の区分)

第16条 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の会計とその他の事業の会計を区分する。

(居宅サービス提供事業者等からの利益収受の禁止)

- 第17条 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して、特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用する旨の指示は行わない。
- 2 居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの代償として、その事業者から金品その他の財産上の利益を収受することはしない。

(苦情処理)

- 第18条 利用者・家族からの苦情に迅速・適切に対応し、内容等を記録する。
- 2 市町村等からの文書提出の求めに応じ、その指導・助言に従って必要な改善を行い、求めがあった場合に改善内容を報告する。
  - 3 居宅サービス計画に位置づけた居宅サービスについて利用者が国保連に苦情の申し立てを行う場合、利用者に対して必要な援助を行う。
  - 4 苦情に関する国保連の調査に協力し、その指導・助言に従って必要な改善を行い、求めがあった場合に改善内容を報告する。

(事故発生時の対応)

- 第19条 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家庭等に連絡するとともに、必要な処置を講じる。当該事故の状況及び事故に際してとった処置を記録する。

(虐待防止に関する事項)

- 第20条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- 2 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
  - 3 虐待の防止のための支援を整備する。
  - 4 介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
  - 5 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 二 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(非常災害対策に関する事項)

- 第21条 事業所は、非常災害時に関する具体的計画を立て、関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知する。
- 2 事業所は、非常災害時に備えるため、地域住民と連携を図り定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
  - 3 事業所は、非常災害時、優先的に安否確認が必要な利用者（医療依存度が高い、認知症による混乱がある、家族に障害があるなど）について、あらかじめ検討し、利用者一覧表を作成するものとする。

- 4 災害訓練や3の利用者一覧表は定期的に見直しをする。
- 5 事業所は、災害時可能な限り、利用者のサービスについて、継続、変更を含めた見直しに努め、可能なサービスが提供できるようにするため、関係機関等との連絡・調整を行うものとする。

(感染症対策に関する事項)

第22条 事業所は、あらゆる感染症の発生に関する具体的計画を立て、感染拡大防止体制を確立するものとする。

- 2 感染症対策委員会に所属する担当者を決め、定期的な会議の開催、研修、職員周知を行う。

(身体的拘束の防止に関する事項)

第23条 事業所は、当該利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。次に掲げる措置を講じるものとする。

- 2 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(ハラスメント対策に関する事項)

第24条 事業所は、職場におけるハラスメントの防止のため、「ハラスメント防止規定」に沿い、働きやすい環境を実現することを目指すものとする。

(損害賠償)

第24条 居宅介護支援サービスの提供中に、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害については速やかに賠償する。守秘義務に違反した場合も同様とする。但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償を減じることができるものとします。

(改正)

第25条 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人みやぎ会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、雫石町の指定のあった日より施行する。

平成31年 4月 1日 施行

令和 3年 4月 1日 施行

令和 6年 4月 1日から施行する。